

JAB MS200:2018 第 28 版 D3 へのパブリックコメント及び処置

No.	コメント提出者 (敬称略)	条項 No.	行 No.	コメント 区分	コメント内容	提案	MS 技術委員会処置 (凡例 ○：採用、△：修正等、×：不採用)
1	JCQA 岩本	2.2	14	T	IAF MD4 として第 1 版のタイトルを引用して書かれている。しかし、MD4 は第 2 版が 2018 年 7 月 4 日に発行され、第 1 版は IAF のウェブサイトに「SUPERSEDED BY IAF MD 4:2018」と書かれている。JAB は第 2 版が「application from 04 July 2019」となっていることから第 1 版の記載の正当性を主張しているが、IAF の MD4 改正のための TF の共同主査の L・Omodeo Zorini 氏に問い合わせたところ、IAF のウェブサイトは第 1 版が「has been superseded」として完了形で置き換わっていると回答し、第 2 版の application day は義務としての適用までの期限を指しており、第 1 版を採用している CAB、組織の第 2	CAB の適用あるいは移行のために、MD4 のタイトルを第 2 版のタイトルに変更する。 また、これに関連し、付属書 C の記述を MD4 第 2 版に則して全面的に変更する。 疑義があるなら、IAF に照会していただきたい。	△ 箇条 2.2 に IAF MD4:2008 と IAF MD4:2018 を併記する。また、IAF MD4:2018 では、IAF MD4:2008 で要求されているような認定機関の承認要求事項はないこと、及び IAF MD4:2018 への移行期間が存在することから、付属書 C の全面改定ではなく、C1. 適用範囲の冒頭の記述を「この付属書は、機関が、IAF MD4:2008 に従い、・・・」に修正する。 また、C1. 適用範囲の「この付属書に規定のない事項は、JAB MS200 本文に従う。」により、本文の 4.15 に戻ることでループしてしまうため、削除する。 参考：IAF の文書管理規定上、「application date」の定義はないため、今回の MD4 のような基準文書の移行期間の取り扱いは、各認定機関の判断による。

注：コメント区分には、必ず「G（全般に関するコメント）」、「T（技術的コメント）」、「E（編集上のコメント）」又は「Q（質問）」の区分をご記入ください。

No.	コメント提出者 (敬称略)	条項 No.	行 No.	コメント 区分	コメント内容	提案	MS 技術委員会処置 (凡例 ○：採用、△：修正等、×：不採用)
					版への移行の橋渡しのためにおいていると答えている。TC Chair の Ekanit Romyanon 氏も同趣旨のことを述べている。		
2	JARI-RB 竹内	2.2		G	記載されているのは第1版だが、2018.7.4 に第2班が発行されている。第2版の適用は 2019.7.4 だが、発行されれば有効と考えるのが一般的と考える。 2019.7.4 までは第1版も第2版も有効と見え、双方が有効となるような記載が適切と考えます。 他の MD については版の特定ができないため、最新版が有効と考えるので、同様の扱いが必要と考えます。	第1版と第2版でタイトルが異なるため、双方のタイトルの記載、あるいは「MD○」など版の特定ができないような記載を要望します。	△ No.1 参照。
3	JCQA 岩本	3.11		T	新たに「重大な不適合」を定義しているが、「機関の適合性評価活動の信頼性に重大な疑いを生ずる不適合」という定義は「機関によって発行された認証文書の信頼性に関して重大な疑いを生ずる状況」と	3.11 を新設する目的を再考し、新設の必要性を確認する。 また、もし必要性が確認されるのなら、「重大な不適合」についての ISO/IEC 17021-1 を参考にした説明を記述し、また、MS200 の中で「重大な不適合」の決定プロセス（誰が、どういう機会に、どうや	△ ご指摘の通り、現行の MS200 の定義 3.10 不適合では「重大な疑いを生ずる状況」を含め、不適合全般の定義としているが、不適合の重大性を識別することにより、認証機関及び認定機関間で不適合の重大性について共通認識を持つことができ、認定委員会の審議においても認定委員の共通認識を容易に一貫させる

注：コメント区分には、必ず「G（全般に関するコメント）」、「T（技術的コメント）」、「E（編集上のコメント）」又は「Q（質問）」の区分をご記入ください。

No.	コメント 提出者 (敬称略)	条項 No.	行 No.	コメン ト区分	コメント内容	提案	MS 技術委員会処置 (凡例 ○：採用、△：修正等、×：不採用)
					<p>いう言う現行の MS 200 の「重大な疑いを生ずる状況」を含めた 3.10 の「不適合」の用語と定義を 3.11 に置き直し、3.10 は軽度な不適合を含む不適合全般の定義に置き直したことになる。これによって、MS200 の規定に有効性に変化が生じているが、何ら正当性の説明がなく、また、「不適合」と「重大な不適合」の識別、決定に関する手順が示されていないのは異常である。</p> <p>また、定義は MS200 の本文の中でその用語が規定に使われることから明確化のために記述されるのが目的であるが、MS200 案の中では重大な不適合の検出にかかる処置の規定はされず、10.2b)3)に出てくるだけである。従って、定義を新設する意味が分からない。もし、認定審査チームが CAB にも関係する認定報告書の中で使</p>	<p>って) や、重大な不適合の特定に関連する審査途中での審査の終了の可能性などの使い方などの新設の効果に関連する規定を明確にする。</p>	<p>ことができること、また、認証機関の履歴について識別し、更新審査の計画時や、その他のレビュー、計画が有用にできるようにすることを目的にしている。</p> <p>なお、「重大な不適合」の決定は、認定審査員が不適合を特定するプロセスと変更はなく、また、検出された場合の処置については、「重大な不適合」に対して認証機関が適切な対応を実施することは、JIS Q 17021-1 10.2.7 に規定されているように、認定された認証機関として当然有している能力と考えられるため、これまでの「不適合」の処置と同じとしたが、重大な不適合の検出にかかる処置の規定を明確にするべきとのご意見については、例えば修正/是正計画の提出期限や是正処置の完了期限の設定などが考えられるが、そのような規定を設定することは必ずしも適切な運用とはならないと考えられるため、今回の改定において重大不適合の定義の追加を見送る。</p>

注：コメント区分には、必ず「G（全般に関するコメント）」、「T（技術的コメント）」、「E（編集上のコメント）」又は「Q（質問）」の区分をご記入ください。

No.	コメント 提出者 (敬称略)	条項 No.	行 No.	コメン ト区分	コメント内容	提案	MS 技術委員会処置 (凡例 ○：採用、△：修正等、×：不採用)
					うために必要と考えるの ことなら、MS200の規定 を加えなければならない。		
4	佐々波 浩一	4.13 国外認 定審査		T	国外認定について、ラボラ トリについては原則とし て行わない(RL200改定案 第10項参照)としている のに、MS 認証機関につい ては原則行うのではJAB として方針の整合がとれ ない。	4.13 項に次のなお書きを追加す る。 なお、日本国内に事業所のない機 関の認定は原則として行わない。	× IAF MD12:2016「複数の国で活動する適合性 評価機関の認定審査」にて国外で認証活動 を行っている機関に対して認定審査を実施する 要求事項があること、及び日本国内に事業所 のない機関の認定は行わないことを認定機関 として決定していない。 以上から、現行案のままとする。
5	佐々波 浩一	5.2 認 定申請 書の受 領		T	JIS Q 17011 4.2 項では同 項 a)～e)及び j)の事項を取 り決めた法的拘束力のある 取り決めに確立することに を要求しているのに MS200 には認定後の認定 契約書については言及さ れているが、認定前の申請 機関については何ら言及 がない。 実際には法的拘束力のある 誓約書を要求しており、 MS200 にも規定すべきで ある。	5.2.項に次の1項を追加する。 5.2.x 項 以下の事項を含む法的拘束力 のある誓約書(様式番号:JAB RF20) を本協会に提出する。 a) 認定を取得しようとする範囲に 関して認定の要求事項を継続的に 満たしていることを約束し、満た していることの証拠を提出するこ とを約束する。 b) 認定の要求事項を満たしている ことを認定機関が確認できるよう に必要な協力を行う。 c) 認定の要求事項を満たしている ことを確認するために必要な、適 合性評価機関の要員、場所、設備、 情報、文書及び記録へのアクセス を提供する。 d) 認定機関から要請された場合 に、適合性評価活動への立会いを	○ MS200 5.2.1 に以下を反映する。 「また、機関は 以下の事項を含む法的拘束力 のある本協会指定の誓約書を本協会に提出す る。 a) 認定を取得しようとする範囲に関して認定 の要求事項を継続的に満たしていることを約 束し、満たしていることの証拠を提出するこ とを約束する。 b) 認定の要求事項を満たしていることを認定 機関が確認できるように必要な協力を行う。 c) 認定の要求事項を満たしていることを確認 するために必要な、適合性評価機関の要員、 場所、設備、情報、文書及び記録へのアクセ スを提供する。 d) 認定機関から要請された場合に、適合性評

注：コメント区分には、必ず「G（全般に関するコメント）」、「T（技術的コメント）」、「E（編集上のコメント）」又は「Q（質問）」の区分をご記入ください。

No.	コメント提出者 (敬称略)	条項 No.	行 No.	コメント 区分	コメント内容	提案	MS 技術委員会処置 (凡例 ○：採用、△：修正等、×：不採用)
						手配する。 e) 該当する場合、適合性評価機関が顧客の事業地で適合性評価活動を実施する際に、要求があれば、顧客が認定機関の審査チームに対して適合性評価機関のパフォーマンスを評価するために同行することを約束する、法的拘束力のある取決めを顧客との間に結ぶ。 f) 認定機関が定めた手数料を支払う。	<p>価活動への立会いを手配する。</p> <p>e) 該当する場合、適合性評価機関が顧客の事業地で適合性評価活動を実施する際に、要求があれば、顧客が認定機関の審査チームに対して適合性評価機関のパフォーマンスを評価するために同行することを約束する、法的拘束力のある取決めを顧客との間に結ぶ。 f) 認定機関が定めた手数料を支払う。」</p> <p>契約にも同じ要求があるので、9.3 項にも反映する。</p>
6	佐々波 浩一	6 項 審査の 準備		T	JIS Q 17011 7.3.2 項に(認定機関の能力の関係で) 初回審査を時宜を得て実施できない場合はその旨を機関に連絡しなければならないと規定されているのに、MS200 には何ら言及がなく、JAB が JIS Q 17011 に不適合になるおそれがある。	6 項に次のなお書きを追加する。 なお、本協会の責により初回審査を時宜を得て実施できない場合はその旨機関に通知する。	○ MS200:2018 第 28 版(D3) 5.2.3 に以下を追加する。 「なお、本協会の責により初回審査を時宜を得て実施できない場合はその旨機関に通知する。」
7	佐々波 浩一	7 項 認定審査の実施		T	JIS Q 17011 7.2.4 項で不正行為がある場合は、申請を却下又は審査プロセスを終了しなければならないと規定されているのに MS200 には何ら言及がなく、JAB が JIS Q 17011 に不適合になるおそれがある。	7 項に次の 1 項を追加する。 7. X 項 申請又は初回審査プロセスのいずれかの時点で、不正行為の証拠が存在する場合、機関が虚偽の情報を意図的に提供した場合、又は機関が情報を隠蔽した場合には、本協会はその申請を却下するか、又は審査プロセスを終了する。	○ 箇条 5.6 として追加する。
8	JARI-RB	7.1.4		G	暦日〇〇日とあるが、年末	「稼働日」あるいは「JAB 稼働日」	△ 8.1 c)において「暦日 15 日以内」を「15 稼働

注：コメント区分には、必ず「G（全般に関するコメント）」、「T（技術的コメント）」、「E（編集上のコメント）」又は「Q（質問）」の区分をご記入ください。

No.	コメント 提出者 (敬称略)	条項 No.	行 No.	コメン ト区分	コメント内容	提案	MS 技術委員会処置 (凡例 ○：採用、△：修正等、×：不採用)
	竹内	8.1 8.5 11.10			年始、お盆など CB の都合に関わらず、国内の長期休日に掛かる場合とそうでない場合で公平性に欠けると考えます。	など、機関に対する差がでないように変更を要望します。	日以内」とした。他の箇条（7.1.4、8.5 及び 11.10）は、不変とする。
9	JCQA 岩本	8.1		T	ISO/IEC17011 は 7.6.7 で「認定機関は、全ての審査報告書の内容に関して責任を負わなければならない。」と規定している。この「責任を負う」は第 1 版の「remain responsible」から「be responsible」に変わっており、認定機関が審査報告書の内容に責任を持つことを明確にしている。第 85 回 MS 委員会議事録案にある「報告書レビューを実施し、検収した上で認定委員会に上程している」というような一連の審査が終了した後の事後の結果責任を負うことではない。	8.1 は全面的に見直しが必要。 a)は不適合及び観察事項についての審査チームの指摘を記述する書面での不適合監察報告（「報告書」という言葉は使っていないことに注意。）の扱いを規定する。b)の質問の機会を与えることは必要である。 c)は、審査チームの報告書であるが規格の 7.6.6 の b)は審査場所毎の審査報告書ではなく一連の審査が終了してからの審査機関の力量、スコープ全般に亘る報告書を審査チームが機関に提出することを規定している。この場合、機関に送付する前に規格 7.6.6 の b)に基づき認定機関のレビューを必要とし、規格 7.6.8 の規定により、不適合の是正処置の期限は認定機関が責任を持って決定し、認定チームの協力を得るとしても認定機関が主体的にフォローすることとする	△ JIS Q 17011:2018 に整合するように該当箇条（8.3.1、8.3.2、8.3.3、8.5、8.6、8.7.1、8.7.2、11.10、11.11、12.12、14.4.6）を修正する。

注：コメント区分には、必ず「G（全般に関するコメント）」、「T（技術的コメント）」、「E（編集上のコメント）」又は「Q（質問）」の区分をご記入ください。

No.	コメント 提出者 (敬称略)	条項 No.	行 No.	コメン ト区分	コメント内容	提案	MS 技術委員会処置 (凡例 ○：採用、△：修正等、×：不採用)
						<p>ことが必要である。これにより、認定審査チームと認定機関の責任分担を明確にしている規格に従うようにする。</p> <p>ただし、これらのことは 8.2.1 に規定していることと重複するので、構成も含めて再検討が必要である。</p> <p>なお、7.6.7 で「all of its assessment reports」と複数形になっていることから、一件の認定審査を一つの報告書にまとめるのではなく、部分々々の審査毎に認定機関が関与して是正を進めていくことができることを明確にしていると考えられ、重大な不適合が観察された場合は ISO19011 の 6.4.4 の第 4 パラグラフに</p> <p>「Evidence collected during the audit that suggests an immediate and significant risk should be reported without delay to the auditee and, as appropriate, to the audit client.」</p> <p>とあるように、審査の終了報告書を待たずに別途の報告書が提出され、認定機関のレビューを経て機関に提出されることになると考え</p>	

注：コメント区分には、必ず「G（全般に関するコメント）」、「T（技術的コメント）」、「E（編集上のコメント）」又は「Q（質問）」の区分をご記入ください。

No.	コメント提出者 (敬称略)	条項 No.	行 No.	コメント 区分	コメント内容	提案	MS 技術委員会処置 (凡例 ○：採用、△：修正等、×：不採用)
						られるので、その場合の扱い手順も明示することが必要と考える。	
10	JICQA	8.1 c)	6~7	T	「本協会は、意見を受理した日から暦日 15 日以内に提出された意見に対する検討結果を機関に書面で通知する。」この15日間は、機関が不適合に合意しておらず、JAB に意見を申し入れ、JAB 側が検討のために費やす時間であることから、是正期間の 90 日から除外されるべきであると考え。	次の通り、赤字下線部を追加することを提案する。 「本協会は、意見を受理した日から暦日 15 日以内に提出された意見に対する検討結果を機関に書面で通知する。 <u>なお、受理日から機関に検討結果を通知するまでの間は是正処置期間</u> から除かれる。」	× 不適合は、MS200:2018 第 28 版(D3) 8.1b) で「機関が、所見及びその根拠（不適合がある場合にはそれを含む）について質問する機会をもつ。」としている。従って、認定審査チームと意見の相違がある場合に提出する機関の意見は、上記の機会の結果及び今回の改定で明確にした本協会から機関への回答期限も含めた是正処置期間への影響のリスクを考慮した上で提出されるべきものであるため、機関の意見の提出及び本協会からの回答までの期間を是正処置期間から除外しない。 なお、起点の明確化のため、「不適合が検出されてから」を「不適合報告書の発行日から」に修正する。
11	日 科 技 連 ISO 審査登 録センター	8.1c)		T	「不適合の内容及びその根拠に関して、認定審査チームと意見の相違がある場合には、不適合を記述した書面に、その旨付記し署名するとともに、当該相違事項を機関の意見として、不適合が検出されてから暦日 15 日以内に本協会に書面で提出する。本協会	回答期間を暦日 90 日間に当該の対応期間（意見書受理から回答までの最大 30 日）については除く記述を追記する。	× No.10 参照。

注：コメント区分には、必ず「G（全般に関するコメント）」、「T（技術的コメント）」、「E（編集上のコメント）」又は「Q（質問）」の区分をご記入ください。

No.	コメント提出者 (敬称略)	条項 No.	行 No.	コメント 区分	コメント内容	提案	MS 技術委員会処置 (凡例 ○：採用、△：修正等、×：不採用)
					は、意見を受理した日から 暦日 15 日以内に提出され た意見に対する検討結果 を機関に書面で通知す る。」と規定しているが、 不適合の内容等について 合意に至るまでの期間が 発生するため、回答期間が 十分取れなくなる。		
12	日 科 技 連 ISO 審査登 録センター	8.2.1 8.3.2 8.1c)		T	不適合の是正回答期間に 関係する JAB の内部対応 に要する期間について下 記が規定されているが、全 ての期間を含めると認証 機関側の是正対応期間が 十分に確保できない。 ①8.2.1 認定審査チームは、 必要なすべての審査が終 了した後 15 稼働日以内 に、審査結果に関する報告 書を機関に送付する。 ②8.3.2 では、認定審査チ ームは、8.3.1 の回答につ いて、不適合を解決するた	認証機関の是正回答期間を暦日 90 日間確保するため、JAB の内部対 応に要する期間を全て除くとす る。	× No.10 参照。

注：コメント区分には、必ず「G（全般に関するコメント）」、「T（技術的コメント）」、「E（編集上のコメント）」又は「Q（質問）」の区分をご記入ください。

No.	コメント 提出者 (敬称略)	条項 No.	行 No.	コメン ト区分	コメント内容	提案	MS 技術委員会処置 (凡例 ○：採用、△：修正等、×：不採用)
					<p>めの機関の是正処置が十分であり、かつ、効果的であるかを原則として10稼働日以内にレビューする。</p> <p>③8.1c)不適合の内容及びその根拠に関して、認定審査チームと意見の相違がある場合には、不適合を記述した書面に、その旨付記し署名するとともに、当該相違事項を機関の意見として、不適合が検出されてから暦日15日以内に本協会に書面で提出する。本協会は、意見を受理した日から暦日15日以内に提出された意見に対する検討結果を機関に書面で通知する。</p>		
13	JICQA	8.1 c)、 d)	条 項 全体	T	<p>JIS Q17011 7.6.6 a)項では次の通り要求している。</p> <p>「7.6.6 認定機関の文書化した報告手順は、次の事項を要求しなければならな</p>	<p>次の通り、赤字下線部を追加することを提案する。</p> <p>「d 認定審査チームは、個々の現地審査現場を離れる前の終了時に、不適合を記述した書面に機関のト</p>	<p>×</p> <p>MS200:2018 第28版(D3) 8.1 備考にて『c)及び d)におけるトップマネジメントから委譲される権限とは、「不適合を記述した書面に署名する権限」を指す。』と補足しているように、トップマネジメントから「不適合を記述した</p>

注：コメント区分には、必ず「G（全般に関するコメント）」、「T（技術的コメント）」、「E（編集上のコメント）」又は「Q（質問）」の区分をご記入ください。

No.	コメント 提出者 (敬称略)	条項 No.	行 No.	コメン ト区分	コメント内容	提案	MS 技術委員会処置 (凡例 ○：採用、△：修正等、×：不採用)
					<p>い。</p> <p>a) 審査を現地で実施するか、又は遠隔で実施するかを問わず、審査終了時に審査チームと適合性評価機関との間で会議を行わなければならない。この会議において、審査チームは審査中に明らかになった所見を報告しなければならず、不適合の詳細を書面で報告しなければならない。</p> <p>不適合がある場合はそれらを含め、所見及びその根拠の説明を求める機会を適合性評価機関に与えなければならない。」</p> <p>このため、不適合の説明の“機会”を対機関として設定する必要があると考える。</p> <p>この“機関との機会”を現地審査終了時の会合、終了会議として機関が合意し、権限を委譲されたものが居</p>	<p>ップマネジメント又は権限を委譲された者の署名が得られないとき及び/又は、<u>機関が不適合の所見及びその根拠を別途にもつ会議又は機関との終了会議にて説明することを要望した場合には、・・・</u>」</p>	<p>書面に署名する権限」を委譲された者が、8.1b)の規定に従い、審査の所見及びその根拠（不適合がある場合にはそれを含む）について質問する機会を経て、不適合を記述した書面に署名することは、機関の代表者として署名することであり、JIS Q17011:2018 7.6.6 a)「不適合がある場合はそれらを含め、所見及びその根拠の説明を求める機会を機関に与えなければならない」の要求事項に適合している。</p> <p>なお、正当な理由により、トップマネジメントから「不適合を記述した書面に署名する権限」を委譲された者が、終了会議に出席していても、別途にもつ会議又は機関との終了会議が必要な場合は、8.1 d)にて「必要な場合、別途にもつ会議又は機関との終了会議において c)に準じてトップマネジメント又は権限を委譲された者から署名をうける。」で対応可能である。</p> <p>以上から、現行案のままとする。</p>

注：コメント区分には、必ず「G（全般に関するコメント）」、「T（技術的コメント）」、「E（編集上のコメント）」又は「Q（質問）」の区分をご記入ください。

No.	コメント提出者 (敬称略)	条項 No.	行 No.	コメント 区分	コメント内容	提案	MS 技術委員会処置 (凡例 ○：採用、△：修正等、×：不採用)
					れば、JIS Q 17011 7.6.6 a) の要求通りの対応になるが、現地にたとえ権限者が居たとしても、JIS Q 17011 7.6.6 a) の“機関との機会”として機関が同意していなければ MS200 8.1 d) 項の対応となるべきと考える。		
14	日 科 技 連 ISO 審査登 録センター	8.2		G	GFSI 承認スキームでは、認定審査報告書の提出を要求されている。	「GFSI 承認スキームに関して、認証機関の要求により当該スキーム固有の認定審査報告書を作成する。」を追記する。	× GFSI 承認スキームに GFSI 固有の認定審査報告書の提出の要求事項はない。 以上から、現行案のままとする。
15	日 科 技 連 ISO 審査登 録センター	8.2.1		T	「認定審査チームは、必要なすべての審査が終了した後 15 稼働日以内に、審査結果に関する報告書を機関に送付する。」と規定しているが、「必要なすべての審査」が何を指すか明確になっていない。	「事務所審査、立会審査、フォローアップ、機関との終了会議」のいずれかなのか全てなのかを明確にする。	× 8.2.1 は、初回認定審査の審査報告書の発行であるため、初回認定審査として計画されたすべての審査を指している。 なお、14.4.2 に規定しているように認定の拡大についても同様である。 以上から、現行案のままとする。
16	JCQA 岩本	8.2.2		T	報告書は認定機関の責任の下に発行されるから、意見の提出期限も認定機関でなければならない。	認定審査チームを認定審査機関に修正する。	△ 本箇条の主旨は、意見書の提出を求めるのではなく、報告書内容の正確性の確認を求める行為であることを明確にするため、箇条 8.2.1 に統合し (統合後は 8.2 となる)、「機関は、報

注：コメント区分には、必ず「G (全般に関するコメント)」、「T (技術的コメント)」、「E (編集上のコメント)」又は「Q (質問)」の区分をご記入ください。

No.	コメント提出者 (敬称略)	条項 No.	行 No.	コメント 区分	コメント内容	提案	MS 技術委員会処置 (凡例 ○：採用、△：修正等、×：不採用)
							<p>告書を受領後、当該報告書内容の正確性に関して修正事項がある場合は、認定審査チームが指定した期限までに、書面によって提出するものとする。」と修正した。あわせて、箇条 11.7.2、12.8.2 も引用を修正した。</p> <p>なお、JIS Q 17011:2018 では、認定審査報告書に対して認定機関が適合性評価機関の意見を求める規定はない。</p>
17	佐々波 浩一	8 項 審査報告 9 項 認定に関する 決定		T	JIS Q 17011 7.6.8 項に不適合が特定された場合、認定機関は実施すべき修正及び/又は是正処置の期限を定めなければならない。と定められているのに MS200 には何ら言及がない。(不適合への回答期限はあるが、計画でもよく、是正期限は定められていない。このままでは JAB が JIS Q 17011 に不適合の恐れがある)	8 項又は 9 項に、不適合が特定された場合、本協会は実施すべき修正及び/又は是正処置の期限を定めることを規定する。	<p>△</p> <p>MS200:2018 第 28 版(D3) 8.3.1 を以下のように修正する。</p> <p>「不適合報告書が発行された場合は、機関は、それらを解決するために講じた修正及び/又は是正処置を本協会が指定する方法によって指定された期限までに回答するものとする。」</p>
18	JCQA 岩本	8.3.1		T	報告書は認定機関の責任の下に発行されるから、意見の提出期限も認定機関でなければならない。	認定審査チームを認定審査機関に修正する。	8.3.1 は、特定された不適合への回答に関する箇条であり、意見の提出に該当する記述はない。
19	佐々波 浩一	9.5 項 機関か		T	JIS Q 17011 7.14.2 項で機関の記録は少なくとも現	9.5 項を以下のとおりとする。 本協会は、機関から提出された品質	<p>×</p> <p>MS200:2018 第 28 版(D3) 9.5 は、機関から提</p>

注：コメント区分には、必ず「G（全般に関するコメント）」、「T（技術的コメント）」、「E（編集上のコメント）」又は「Q（質問）」の区分をご記入ください。

No.	コメント提出者 (敬称略)	条項 No.	行 No.	コメント 区分	コメント内容	提案	MS 技術委員会処置 (凡例 ○：採用、△：修正等、×：不採用)
		ら提出されたマネジメントシステム文書の取り扱い			在の周期に前回の周期全体を加えた期間にわたって保持しなければならないと規定されているのに、MS200 では使用目的完了後廃棄とされているのは不適合である。	マニュアル及び関連するマネジメントシステム文書一式を少なくとも現在の周期に前回の周期全体を加えた期間にわたって保持する。	出されたマネジメントシステム文書の取扱いを規定したもので、JIS Q 17011:2018 7.14.2 で規定している記録ではないため、該当しない。 なお、JAB 内部規定（文書管理規定 QP601 改30）で、認定審査報告書は 20 年、認定契約書及び認定審査報告書の関連書類（含審査メモ）は 10 年の保管期間を定めており、JIS Q 17011:2018 7.14.2 の規定を満たしている。 以上から、現行案のままとする。
20	佐々波 浩一	15.1.2 項 認定の取り消し又は認定範囲の縮小の条件		T	JIS Q 17011 7.11.2 項では、不正行為の証拠がある場合、又は機関が意図的に虚偽の情報を提出した場合、若しくは情報を隠蔽した場合は認定取り消しと定めているのに MS200 では認定範囲の縮小でもよいこととしていて整合していない。	15.1 項に次の 1 項を追加する。 15.1. x 不正行為の証拠がある場合、又は機関が意図的に虚偽の情報を提出した場合、若しくは情報を隠蔽した場合、本協会は認定委員会において認定の取消しの決定を行う。 さらに 15.1.2 項 e) は削除する。	△ 認定の取消し又は認定範囲の縮小する決定の条件として MS200:2018 第 28 版(D3) 15.1.2 e) で「意図的に認定の判定に重大な影響を与えるような虚偽の情報提供を行った場合」とあるが、JIS Q 17011:2018 7.11.2 で規定している「認定取消し」が、認定範囲の縮小ではなく、全ての認定範囲を取り消すことを意図しているのであれば、今後の改定で検討する。
21	佐々波 浩一	15.7.1 認定の一時停止の解除		T	JIS Q 17011 7.11.3 項は認定の一時停止解除の手順と基準を要求しているのに MS200 には解除の基準は定められているが、手順は定められておらず不適合	15.7.1 項に次の一文を追加する。 認定の一時停止解除の詳細な手順は、認定委員会が一時停止決定の際に定める。	△ 15.7.1 を以下のように変更する。 「認定の一時停止は、その要因の除去が確認された後、認定委員会が解除を決定する。」

注：コメント区分には、必ず「G（全般に関するコメント）」、「T（技術的コメント）」、「E（編集上のコメント）」又は「Q（質問）」の区分をご記入ください。

No.	コメント提出者 (敬称略)	条項 No.	行 No.	コメント 区分	コメント内容	提案	MS 技術委員会処置 (凡例 ○：採用、△：修正等、×：不採用)
					である。		
22	株式会社日本環境認証機構	付表 1	最 下 行	Q	AMS の分野欄の付表 2 が削除された理由についてご教示下さい。カテゴリが無くなり、アセット分野毎の認定となるのですか？	英国の認定機関 (UKAS) の認定において、AMS Certification Scope Grouping が規定されています。JAB の認定単位もカテゴリではなく、アセット分野とする。	現行 MS200 の付表 2 は、有形アセットを対象に規定したが、その後の認証活動においてコンサルティングサービス等のように対象アセットは、無形アセットと解することも可能な事例が生じてきたことで適切なカテゴリ区分に支障が出てきたため、認定分野を削除した。なお、立会必須分野に立会いを行わない場合、当該立会必須分野は認定範囲から除外されるが、それ以外の分野については認定範囲を限定しない。
23	株式会社日本環境認証機構	旧付表 2	全体	Q	AMS 認定範囲の削除に伴い、既存の認定通知書付帯事項に示された立会い申請が必要な AMS カテゴリの扱いはどうなるのでしょうか？	第 26 版にて認証実績及び組織審査予定のいずれもなく認定が拡大された分野に組織審査が発生した場合に立ち会う条件を削除済み、また第 28 版にて AMS 認定範囲を削除済みのため、立会い申請が必要なカテゴリは認定通知書付帯事項のうち新たな付表 3 の立会い必須アセット分野に該当するものに限る。	MS200 改定版に関する事項ではなく、個別案件のため、別途対応とする。
24	株式会社日本環境認証機構	旧付表 2	全体	Q	AMS 認定範囲の削除に伴い、既存の認定範囲はどうなるのでしょうか？ (当社は旧カテゴリ 1~2 及び 5~10 の認定を受けていま	既存の認定範囲に基づき、カテゴリを分野に読み替えて表記する。尚、除外アセットを明示する。(左記の例の場合、「鉱業、採石業、原子力産業を除く」と表記する。)	No.22 参照。

注：コメント区分には、必ず「G (全般に関するコメント)」、「T (技術的コメント)」、「E (編集上のコメント)」又は「Q (質問)」の区分をご記入ください。

No.	コメント 提出者 (敬称略)	条項 No.	行 No.	コメン ト区分	コメント内容	提案	MS 技術委員会処置 (凡例 ○：採用、△：修正等、×：不採用)
					す)		
25	JCQA 岩本	付属書 C		T	MD4:2018 に準拠	MD4:2018 に従って付属書 C を全 面的に更新する。	△ No.1 参照

注：コメント区分には、必ず「G（全般に関するコメント）」、「T（技術的コメント）」、「E（編集上のコメント）」又は「Q（質問）」の区分をご記入ください。